

整備管理者研修助成制度に関する実施要綱

平成20年4月1日制定
平成25年4月1日改正
令和3年3月19日改正
(公社) 熊本県トラック協会

(目的)

第1条 この要綱は、公益社団法人熊本県トラック協会（以下「協会」という。）に所属する会員事業所に勤務する整備管理者の一層の能力向上の育成を図ることを目的とする。

(資格・要件)

第2条 助成対象は、協会の会員事業者¹に雇用され、整備管理者として選任されているものとする。

(助成対象研修)

第3条 助成対象となる研修は、熊本運輸支局が行う、整備管理者選任後研修会（2年に1回受講義務）に限る。

(助成額)

第4条 助成金は、熊本県事業用整備管理者連絡協議会が発行する案内はがきにより、受講者1名当たり、受講者数割の実費（2,000円を上限とする。）を助成する。

(受講料の助成)

第5条 助成の実施にあたっては、当該年度における覚書に基づき、熊本県事業用整備管理連絡協議会の請求する額（熊本県事業用整備管理者連絡協議会が交付した案内はがきを受付に提示した者の分を取りまとめた額をいう）を熊本県事業用整備管理者連絡協議会の指定する日程に振込むこと²によって行う。

なお、講習当日に、第4条に規定する案内はがきを受付にて提示することなく受講料を支払った者に対する受講料の助成は行わない。

(日程等)

第6条 日時、場所等については、各事業所の受講対象整備管理者あて通知する。

(協議会の構成)

第7条 熊本県事業用整備管理者連絡協議会は熊本県タクシー協会、熊本県トラック協会、熊本県バス協会、熊本県レンタカー協会³で構成する。

なお、事務局は熊本県タクシー協会内に置く。

附 則

この要綱は令和3年4月1日より適用する。